

経済的支援

1. 産業技術短期大学奨学金

本学独自の給付型奨学金制度として、産業技術短期大学在学採用奨学金制度を設けている。

これらの制度は、社会情勢、政府による修学支援体制整備により、常に制度や採用枠等の見直しを行っている。

(1) 産業技術短期大学在学採用奨学金

① 令和2年度入学生対象

入学試験制度で特待生制度を充実させたことに伴い、次の制度とした。

種 類・対象者	給付額・募集枠	
経済的事由により学資の支弁が困難で 学力・人物が優秀な人	20万円/年	1年次 10名以内 2年次 10名以内 (令和2年度より募 集開始)
令和2年度実績	令和3年度実績	
1年	2年	
9	10	

② 令和3年度以降入学生対象

国による高等教育の修学支援の制度が導入されたことに伴い、次のとおり学力優秀な者を対象とする制度とした。

種 類・対象者	給付額・募集枠	
学力が特に優秀で卓越しており、 かつ人物が優れている者として学 科で選考され、推薦があった者	20万円/年	1年次 5名 2年次 5名 (令和3年度より募集開始)
令和3年度実績	1年	5
令和4年度実績	1年	5
	2年	4

(2) 産業技術短期大学予約採用奨学金

令和2年度入学生対象特別奨学金（給付・入学前選考）

種 類・対象者	給付額等
学力が優秀であるものの、経済的理由から高等教育 機関での就学が困難な人に対して、就学の機会を与 える給付奨学金制度	80万円/年 令和2年度入学生 6名

その他の特別奨学生（給付）対象者

平成31年度入学生 4名、令和2年度入学生 8名

2. 日本学生支援機構奨学金

本学における令和4年度の日本学生支援機構奨学金取得状況は次の表にまとめたとおりである。日本学生支援機構の貸与支給対象者は実人数で177人となっている。

- ・国による高等教育の修学支援の制度について（給付奨学金および学費減免制度）
本学は、文部科学省より「高等教育の修学支援制度」の対象機関に認定されている。
それにより、家計基準および成績基準を満たす学生は、申請により、入学金・授業料の減免かつ給付奨学金の支援が受けられることとなった。

（単位：人）

学年	給付 (新制度)	第一種	第二種	併用貸与	実人数
1年次	35	44	56	23	89
2年次	32	24	57	9	88
合計	67	68	113	32	177

3. 特別緊急融資制度

学業の途中で、保護者の失業、死亡・病気や災害等の突発的な理由により、家計に重大な変化が生じて学費の納入が極めて困難になった者で、学業・人物ともに良好で学業継続の意思があると認められた学生に対して、審査を行い、納入できない学費相当額を低利子で貸与し、卒業後に返還してもらう制度を設けている。

令和4年度は、制度の適用はなかった。

4. 学納金の分納・延納制度

家庭の経済的事情により学費の一括納入が困難な場合、学費を3回に分割して納入することを認めており、納付期限を猶予する制度を設けている。

令和4年度は、1年次生11名、2年次生26名、留年生6名が分納・延納を申請した。

5. 留年学生に対する学費減免制度

卒業に必要な単位が足りずに留年になった場合、家計負担を軽減して学業継続を支援するために、取得単位数に応じて半期ごとの授業料を全額もしくは半額免除している。

令和4年度は、前期が28名、後期が11名に対して減免制度を適用した。

6. 家族割引制度

父母兄弟に在学学生か卒業生がいれば、入学金の半額を免除し家計負担を軽減する制度を設けている。

令和4年度入学生は3名に、令和5年度入学生は4名に対して割引制度を適用した。